

イベント需要喚起事業（イベント割事業）事務局 宛て

イベント需要喚起事業（イベント割事業）

不正の防止に係る誓約書

イベント需要喚起事業（イベント割事業）（以下「本事業」といいます。）参加にあたり、当法人は、以下のとおり誓約します（各項確認後、□欄にチェックを記入してください。）。

- 1. 本事業主催者向け公募要領を含む本事業に関連し当法人に適用される全ての要領、規程、規約、マニュアル及び契約その他の文書（以下「要領等」といいます。）を遵守します。
- 2. 当法人又はその役員もしくは被用者による本事業に係る不正（要領等又は法令に違反する一切の行為を指します。以下同じ。）を防止するための措置を適切に講じます。
- 3. 国又は事務局が本事業に関して調査を行う場合、当法人は同調査に全面的に協力し、要請に従い報告を行い、事情聴取並びに本事業に関する資料及びデータの閲覧・提出に応じます。
- 4. 本事業に関して事務局が実施した調査において不正が認められた場合、事務局から、取引停止、登録取消を含むいかなる措置を受けることにも異議を述べません。また、これらの措置を受けることに加えて、既に給付金の交付が既になされていたときは、要領等に従い、直ちに当法人が主催したイベントのチケットに関する給付金相当額及び違約金などの全てを事務局に対して支払う責任を負います。また、これらにより損害が生じた場合でも、いっさい当法人の責任とします。
- 5. 当法人が関与しているか否かを問わず、本事業に関して不正な取引の存在が疑われる事実を把握した場合、直ちに事務局に通知します。

以上

当法人は上記内容を宣言の上、本事業に参加します。

令和 年 月 日

所在地：

名称：

代表者の氏名

イベント需要喚起事業（イベント割事業）事務局 宛て

イベント需要喚起事業（イベント割事業）

反社会的勢力の排除に係る誓約書

イベント需要喚起事業（イベント割事業）（以下「本事業」といいます。）参加にあたり、当法人は、以下のとおり誓約します（各項確認後、□欄にチェックを記入してください）。

- 1. 当法人、その子会社、又は当法人若しくは子会社の役員若しくはこれらの経営を実質的に支配している者が、現在及び将来に亘って次の各号（以下、本項各号に該当する者を総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。
- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （3）暴力団準構成員
 - （4）暴力団関係者
 - （5）総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
 - （6）その他前各号に準ずる者
- 2. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本事業に参加するものでないことを確約します。
- 3. 当法人、又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- （1）自己、子会社、自己若しくは子会社の役員、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用すること
 - （2）反社会的勢力に対して貸金等を提供すること、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、又は関与すること
 - （3）暴力的な要求行為、又は法的責任を超えた不当な要求行為をすること
 - （4）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること
 - （5）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて事務局（国のほか、事務局の再委託先等を含みます。）の信用を毀損し、若しくはその業務を妨害すること
 - （6）その他前各号に準ずる行為
- 4. 反社会的勢力が、登録イベント（登録準備中のイベントを含む。）の実施及び運営に実質的に関与している又は関与が疑われる事実を把握した場合、直ちに事務局に通知し、対応について事務局の指示に従います。
- 5. 本表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、事務局から、取引停止、登録取消を含むいかなる措置を受けることにも異議を述べません。また、これらの措置を受けることに加えて、給付金の交付が既になされたときは、本事業の給付金給付規程に従い、直ちに当法人が主催したイベントのチケットに関する給付金相当額及び違約金などの全てを事務局に対して支払う責任を負います。また、これらにより損害が生じた場合でも、いっさい当法人の責任とします。

以上

当法人は上記内容を宣言の上、本事業に参加します。

令和 年 月 日

所在地： _____

名称： _____

代表者の氏名： _____

イベント需要喚起事業（イベント割事業）事務局 宛て

イベント需要喚起事業（イベント割事業）
個人情報保護に係る誓約書

イベント需要喚起事業（イベント割事業）（以下「本事業」といいます。）参加にあたり、当法人は、以下のとおり誓約します（各項確認後、□欄にチェックを記入してください）。

- 1. 本事業主催者向け公募要領を含む本事業に関連し当法人に適用される全ての要領、規程、規約、マニュアル及び契約その他の文書（以下「要領等」といいます。）に従って、本事業に必要な個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」といいます。）第 2 条第 1 項にいう個人情報をいいます。以下同じとします。）を取得します。
- 2. 要領等に従って、本事業に関連して取得する個人情報について、本人（個人情報保護法第 2 条第 4 項にいう本人をいいます。）から、個人データ（個人情報保護法第 16 条第 3 項にいう個人データをいいます。）の第三者提供に関する同意を取得します。
- 3. 本事業に関連して取得又は保有する個人情報について漏えい、滅失若しくは毀損又はそのおそれが生じた場合は、事務局に対し、速やかに報告します。
- 4. その他、本事業に関連して取得又は保有する個人情報を、個人情報保護法その他の関連法令及び要領等に従って適切に取り扱います。

以上

当法人は上記内容を宣言の上、本事業に参加します。

令和 年 月 日

所在地： _____

名称： _____

代表者の氏名： _____

イベント需要喚起事業（イベント割事業）事務局 宛て

イベント需要喚起事業（イベント割事業）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策 誓約書

イベント需要喚起事業（イベント割事業）（以下「本事業」といいます。）参加にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策（以下「感染拡大防止対策」といいます。）として、以下の取組を実施することを誓約します（各項確認後、□欄にチェックを記入してください）。

※ 業種別ガイドラインにおいて別段の定めがある場合は、当該規定を優先し、以下に例示する対策は省略することも可能とします（ただし、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果の確認及び感染拡大防止対策取組一覧表兼宣誓書の掲示に関することは除く）。

- 1. 登録イベント開催前において、以下の取組を実施します。
- ・チケット購入時又は入場時に参加者の連絡先を把握するための具体的措置
 - ・参加者に対する各地域あるいは施設運営者の通知サービスのダウンロードを促すための具体的措置
 - ・イベント会場への移動時等の密集回避のための交通機関・飲食店等の分散利用の促進のための具体的措置
 - ・イベントへの参加までに、事務局が指定する方法により、イベント参加者から、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果の提示を受け、確認することができる体制を整えるとともに、実際にこれらを確認すること
- 2. 登録イベント開催時において、以下の取組を実施します。
- ・事務局が定める「感染拡大防止対策取組一覧表兼宣誓書」への記入・署名及び入口や受付など、参加者がわかりやすい場所への掲示
 - ・参加者が遵守すべき事項のこまめな周知
 - ・参加者に対する検温等の体調チェック及び有症状者の参加を着実に防止する具体的措置
 - ・会場における消毒液の設置、参加者に対する手指消毒の積極的な促進及び手指の触れる場や食事を提供するスペース等のこまめな消毒
 - ・適切なマスク（不織布マスクを推奨。）の正しい着用や大声なしイベント/エリアにおいて大声を出さないことの周知・徹底
 - ・人員配置や動線確保等の工夫による入退場列や休憩時間（イベント前後の飲食の提供機会を含む。）の密集回避措置及び十分な換気の徹底
 - ・主催者（演者・選手等含む）と参加者がイベント前後・休憩時間等に接触を確実に回避できる措置
- 3. 登録イベント開催後、当該イベントにおける新型コロナウイルス感染症の陽性者が判明した場合には、本事業主催者向け公募要領を含む本事業に関連し当法人に適用される全ての要領、規程、規約、マニュアル及び契約その他の文書に従い、その旨を速やかに事務局に連絡するとともに、都道府県及び保健所等に協力して速やかに必要な対応を行います。また、クラスターが判明した場合には、登録チケット販売事業者と連携し、速やかに、当該イベントの参加者に対してその旨連絡します。当該連絡が完了したら直ちに事務局に対してその旨を報告します。
- 4. 上記のほか、関係する感染拡大防止ガイドラインを遵守するとともに、登録イベントの開催等に関する国、都道府県及び事務局の要請に協力します。政府による緊急事態宣言の発出があった場合又は都道府県によるイベントの中止要請等若しくは当該都道府県内において開催されるイベントを本事業の給付対象外とする要請が都道府県からあった場合等には、当該イベントが本事業の給付対象外となることを理解し、これに異議を述べません。この場合、登録チケット販売事業者と連携し、当該イベントのチケット購入者に対して、速やかにその旨を連絡するとともに、払戻等の方法の案内を行う等の対応を実施します。その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や新たな知見を踏まえ、事務局が新たに協力を要請した場合、当該要請に協力します。また、都道府県が本事業の適用除外要請を行う際の判断等に利用するため、事務局が登録イベント情報を経済産業省、都道府県又は市区町村に対して提供することに同意します。
- 5. 本事業に関して事務局が実施した調査において、上記の感染拡大防止対策が不十分であると認められた場合、事務局から、取引停止、登録取消を含むいかなる措置を受けることにも異議を述べません。また、これらの措置を受けることに加えて、給付金の給付が既になされたときは、本事業の給付金給付規程に従い、直ちに当法人が主催したイベントのチケットに関する給付金相当額及び違約金などの全てを事務局に対して支払う責任を負います。また、これらにより損害が生じた場合でも、いっさい当法人の責任とします。以上
- 当法人は上記内容を宣言の上、本事業に参加します。 令和 年 月 日

所在地：

名称：

代表者の氏名：